

国民健康保険税改正のお知らせ

国民健康保険制度は、もしもの病気やケガに備えて、加入者（被保険者）のみなさまが安心して医療を受けられるよう、お互いに助け合う制度です。

また、国民健康保険税は、平成 20 年度より医療分・後期高齢者支援金分・介護分の三本立てでの課税となっています。平成 39 年に度和歌山県内の国民健康保険税統一を予定しており、平成 30 年度において、下記の表のとおり税率を改正します。

○医療分

区 分		改正後 (平成 30 年度)	改正前 平成 29 年度	説 明
応益割	世帯別平等割額	25,600 円	27,600 円	国保加入 1 世帯あたりにかかるもの
	被保険者均等割額	26,100 円	27,000 円	国保加入者 1 人あたりにかかるもの
応能割	所得割額	7.4%	8.5%	国保加入者の前年の所得にかかるもの
	資産割額	30%	40%	国保加入者の当該年度の固定資産税額にかかるもの (償却資産は除く)
賦課限度額		58 万円	54 万円	

○後期高齢者支援金分

区 分		改正後 (平成 30 年度)	改正前 平成 29 年度	説 明
応益割	世帯別平等割額	8,000 円	6,900 円	国保加入 1 世帯あたりにかかるもの
	被保険者均等割額	8,200 円	7,200 円	国保加入者 1 人あたりにかかるもの
応能割	所得割額	2.3%	2.4%	国保加入者の前年の所得にかかるもの
	資産割額	7.0%	8.0%	国保加入者の当該年度の固定資産税額にかかるもの (償却資産は除く)
賦課限度額		19 万円	19 万円	

○介護分（40 歳から 65 歳未満）

区 分		改正後 (平成 30 年度)	改正前 平成 29 年度	説 明
応益割	世帯別平等割額	5,800 円	7,000 円	国保加入 1 世帯あたりにかかるもの
	被保険者均等割額	8,000 円	6,000 円	国保加入者 1 人あたりにかかるもの
応能割	所得割額	1.6%	1.0%	国保加入者の前年の所得にかかるもの
	資産割額	6.0%	6.0%	国保加入者の当該年度の固定資産税額にかかるもの (償却資産は除く)
賦課限度額		16 万円	16 万円	

▶詳しくは、税務課 課税班（☎ 23 - 7734）まで

平成 30 年度「認知症の方とその家族がつどう会」開催日	
4 月 4 日 (水)	10 月 3 日 (水)
5 月 2 日 (水)	11 月 7 日 (水)
6 月 6 日 (水)	12 月 5 日 (水)
7 月 4 日 (水)	平成 31 年 1 月 9 日 (水)
8 月 1 日 (水)	2 月 6 日 (水)
9 月 5 日 (水)	3 月 6 日 (水)

▶詳しくは、地域包括支援センター（☎ 23 - 7724）まで

認知症の方とその家族がつどう会
 認知症とうまく付き合っていくために、自分たちだけで抱え込まないで、同じ立場の方に話してみませんか？

■開催時間
 午後 1 時 30 分～午後 3 時

■場所
 広川町保健福祉センター
 2 階 ボランティア室

特定健診、がん検診を受けましょう

無 料

特定健診は国が定めた健診です。年に一度の健診です。必ず受けてください。集団健診の日程に都合が合わない方は、有田郡市内の医療機関で受けることができますので、希望される方は住民生活課保健師までご連絡ください。

健診期間は、平成 30 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日までです。お一人様各種健診（検診）それぞれ 1 回限りの受診となります。



◆ 5 月～ 6 月の集団検診の日程

■健診対象者

- ・特定健診・・・40 歳～ 74 歳の広川町国民健康保険加入者
 ・後期高齢者医療保険加入者(65 歳～ 74 歳で一定の障害認定を受けている方、75 歳以上の方)
- ・胃・肺・大腸がん検診 40 歳以上の住民
- ・前立腺がん検診 50 歳以上の男性

(特定健診・胃・肺・大腸・前立腺がん検診)

検診日	対象区（場所）	受付時間	申込締切日
5 月 21 日 (月)	寺杣（津木公民館）	午前 8 時～午前 8 時 30 分	4 月 27 日 (金)
5 月 25 日 (金)	名島・柳瀬・東中（名島集会場）		5 月 2 日 (水)
5 月 30 日 (水)	広西（保健福祉センター）		5 月 8 日 (火)
6 月 7 日 (木)	南金屋（南広公民館）		5 月 16 日 (水)

※胃がん検診にはバリウムを使用します。

※ 65 歳以上の方で、肺がん検診を受診された方は、結核検診も同時に行います。

▶詳しくは、健康づくり推進地区委員、または住民生活課保健師（☎ 23 - 7724）まで

後期高齢者医療制度にご加入のみなさまへ

後期高齢者医療制度の保険料率等が改定されます

和歌山県後期高齢者医療制度の平成 30・31 年度の保険料率等が決定しましたのでお知らせします。保険料は、等しく負担していただく均等割額と、所得に応じて決まる所得割額の合計額となります。

今までどおり所得の少ない方などには軽減制度がありますが、そのうち特例措置として実施されている所得割 2 割軽減と元被扶養者の均等割 7 割軽減について、平成 30 年度は所得割軽減が廃止され、元被扶養者の均等割軽減は 5 割軽減に変更されます。なお、均等割額の 5 割・2 割軽減の対象は拡大されます。平成 30 年度保険料額の通知は、7 月中旬に送付します。

和歌山県後期高齢者医療制度の平成 30・31 年度の保険料率等が決定しましたのでお知らせします。保険料は、等しく負担していただく均等割額と、所得に応じて決まる所得割額の合計額となります。

年度	均等割額	所得割率	賦課限度額 (上限保険料額)
平成 30・31 年度 (年間)	45,812 円	8.80%	62 万円
【参考】 平成 28・29 年度 (年間)	44,177 円	8.93%	57 万円

▶詳しくは、住民生活課給付班（☎ 23 - 7724）、和歌山県後期高齢者医療広域連合（☎ 073 - 428 - 6688）まで

ニホンジカ管理捕獲・有害鳥獣捕獲のお知らせ

近年、全国的にニホンジカ等鳥獣が急増し、各地で深刻な農林業被害をもたらしています。県内において、ニホンジカ生息数は平成6年度調査・8700頭から平成26年度調査・53,000頭と増加しています。県では、過去の県内捕獲実績等を考慮し、当面の間、ニホンジカ生息数を増加させない17,000頭以上を年間捕獲目標とするニホンジカ保護管理計画を策定しています。



■管理捕獲実施期間

4月1日から5月20日までの期間において、県内各地でニホンジカ管理捕獲が実施され、町内でも広川町猟友会の協力のもと実施されます。

管理捕獲の期間中には捕獲許可を持った狩猟者が銃や檻による捕獲を行いますので、皆様のご注意とご協力をお願いします。

また、防護柵などで鳥獣被害対策を講じても農林水産物への被害がある場合には、被害の状況により、有害鳥獣捕獲（サル、イノシシやシカなどの捕獲）を実施することができますので区長さんを通じて申請してください。

▶詳しくは、産業建設課 産業班（☎23-7764）まで

■昨年の捕獲数

■4月～5月のニホンジカ管理捕獲許可期間中

シカ：65頭

■4月～12月の有害鳥獣捕獲許可期間中

イノシシ：184頭

シカ：251頭

サル：7頭

※4月～12月の有害鳥獣捕獲実績にはニホンジカ管理捕獲許可期間中の65頭は含まれていません。

広川町乳幼児医療費・子ども医療費助成制度の対象年齢を拡大しています

平成30年4月1日から将来を担う子ども達の健全な育成と子育て世帯の負担軽減を図るため、乳幼児医療費・子ども医療費助成制度の対象年齢を中学校卒業から18歳に達する日以後の最初の3月31日までに拡大しています。ただし、次の①から③に該当する方は除きます。

①婚姻している者及び婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

②離婚した者

③前年（1月から7月までの間に受ける医療にかかる医療費については、前々年）における地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額が、38万円を超える者

これにより18歳に達する日以後の最初の3月31日までの子ども医療費は原則無料になります。（町内に住所を有する子どもに限る）

0歳	小学校入学	中学校卒業	18歳に達する日以後の3月31日まで
乳幼児医療制度	子ども医療制度	子ども医療制度の延長期間	

平成12年4月2日生～平成14年4月1日生の方・・・申請書を送付していますので、申請がお済みでない方は住民生活課まで申請手続にお越しください。

平成14年4月2日生～平成16年4月1日生の方・・・有効期間を延長した新しい受給者証を送付しています。

平成16年4月2日生～平成23年4月1日生の方・・・元号の変更に有効期間を延長した受給者証を送付します。

▶詳しくは、住民生活課 給付班まで（☎23-7724）まで

らくらく農業支援事業補助金のお知らせ

農

家の高齢化、後継者の兼業化などによる労働力不足解消や、作業効率の悪い中山間農地での農作業の省力化を図るため、農地の施設整備及び農作業用機器を購入する農業者に対して、予算の範囲内で補助金を交付します。

■補助対象者

広川町に住所を有し、農家台帳に農家として記載が有り、本補助金にて施設整備又は農作業用機器の購入を行い、概ね3年以上継続して栽培を行う農業者とする。

■申請方法

産業建設課に備え付けの申請用紙に記入の上、5月31日（木）までに、見積書・位置図・工事図面・カタログ・設置前の現況写真等を提出してください。

■その他

申請は、1農家につき1施設又は1機器とします。また、クローラー運搬車については耐用年数（7年）を経過していなければ再度申請はできません。

■補助対象となる施設及び農作業用機器の補助率等

補助対象となる施設等	補助率等
スプリンクラーによる防除施設	1/2以内、上限30万円
モノラックによる運搬施設	1/2以内、上限45万円
打ち込み井戸等の灌水施設	
クローラー運搬車	1/2以内、上限15万円

注：事業費は10万円以上を対象とします。

▶詳しくは、産業建設課 産業班（☎23-7764）まで



浄化槽設置の補助金制度

海や河川等の水質を保全することを目的に、浄化槽を設置される方に対して補助金を交付する制度を設けています。

本年度については、28基程度を予定しています。町では浄化槽の設置推進を図るため、補助金交付額を国の基準の1.5倍に拡充しています。平成31年3月31日までの間に「住宅の新築や改造」で浄化槽の設置を計画されている方は、是非この制度をご利用ください。

■受付期限／8月17日（金）

注：予定基数に達し次第終了とします。

補助金交付額	5人槽	498,000円
	6～7人槽	621,000円
	8～50人槽	822,000円

※単独浄化槽から合併浄化槽に転換する場合、別途上限9万円を補助します。

詳しくは住民生活課 住民環境班（23-7714）まで

生ごみ処理機(電気分解型)購入の補助金制度

生ごみを自家処理し、たい肥として自然にかえすことで、ごみの減量と資源化を図るため、町では電気分解型生ごみ処理機を購入する世帯に補助金を交付します。

■補助金の額

購入費(消費税含む)の全額(補助金限度額50,000円)

注：1世帯につき1台限りです。

■補助金を受けられる方の要件

○町内に住所を有する方

○町内の販売業者から購入すること

■申請方法

購入前に、認印を持参のうえ「補助金交付の承諾」を受けてください。

広川町住宅リフォーム補助金について

（快適で便利なまちづくりのために）

平 成30年度においても広川町では、住宅の居住性と機能を維持、向上させることで良好な日常生活と子育て環境を整えるため、「広川町住宅リフォーム補助金交付制度」を実施します。

■補助を受けられる住宅（補助対象住宅）

- ①自分が所有している専用住宅
 - ②店舗、事務所との併用住宅は居住部分
 - ③貸借住宅については、当該住宅の所有者から承諾を得ている戸建て住宅。
- ただし、公営住宅は除きます。

■補助を受けられる方（補助対象者）

- 以下の①から③全てに該当する方が対象となります。
- ①本町に住民登録をし、補助対象住宅に居住されている方
 - ②世帯員全員が町税及び町への使用料等を滞納していない方
 - ③本補助金の交付を受けリフォーム工事を施した後、その住宅に5年間居住される方

■補助の対象となるリフォーム工事（補助対象工事）

- ①補助対象者が補助対象となる住宅に、町内の施工業者の施工により行うリフォーム工事
- ②国、県及び広川町が実施していない同様の補助事業の対象となっていない部分のリフォーム工事
- ③リフォーム工事が10万円以上（消費税及び地方消費税を含む。）

■補助対象費用

補助金交付の対象となるのは、補助対象工事に要する費用とします。

■補助金の額

- (1)補助金の額は、補助対象費用の1/2とし、50万円を上限とします。
- (2)補助額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額となります。

■交付の制限

補助金の交付は、一の住宅について1回とします。また、交付

決定前に着工及び完了しているリフォーム工事については、対象外となります。
（※平成29年度までにおいて本補助金の交付を受けた住宅は対象外となります。）



◆補助金交付申請期間

補助金交付の申請期間は年2回とします。

■上半期申請期間（平成30年5月7日（月）～5月18日（金））

■下半期申請期間（平成30年10月9日（火）～10月19日（金））

補助要件に適合している申請件数が各半期に用意された予算額を上回った場合は、抽選により交付決定者を選出します。

◆その他

申請に際しては、事前に直接、企画政策課までお越しください。

また、申請の事前予約等はできませんので御了承ください。

▼詳しくは、企画政策課（☎23-7731）まで

温泉入浴券を活用した高齢者の健康づくりについて

温泉入浴を活用した高齢者の健康づくりを推進することを目的に、高齢者が温泉を利用しやすい環境を整えるため、町では滝原温泉ほたるの湯と連携し、入浴料金の割引と無料送迎バスが利用できる証明書を交付しています。交付対象となる方、交付方法等は次のとおりです。

■交付対象者

町内に住民登録をしている、満65才以上の方で、広川町の老人クラブに加入している方

※但し、要介護・要支援認定を受けている方は対象外となります。

■利用できる内容

割引した入浴料金300円
※通常（大人）500円

無料送迎バスの乗車

※送迎バスを利用しないで自分の車等で直接行かれる方でも証明書を温泉で提示していただければ、入浴料金の割引を受けることができます。

■受付場所

広川町社会福祉協議会

■受付時間

土日祝日を除く
午前8時30分～午後5時15分

▼詳しくは、広川町社会福祉協議会（☎64-0866）企画政策課（☎23-7731）まで

人権作文紹介



津木中学校 3年

畑中 陽理

ホームステイを通して

私は八月二日から十一日までの十日間、カナダのバンクーバーに語学研修に行きました。この語学研修は、今年度から広川町が主催してくれているものです。海外はもちろん、ホームステイも初めてだったので、たくさんさんの経験をすることができた十日間となりました。

まず、一日目は現場に研修生が集まって、バスで関西国際空港に向かいました。日本からバンクーバーまでは直行便で、およそ十時間かかりました。日本とカナダの時差は十六時間で、日本のほうが早いので、私

は八月二日を二回繰り返したような不思議な気持ちになりました。時差があるため、カナダに着くとすぐに活動しなければいけませんでしたが、バンクーバーは大都市で、大きなビルがたくさんありました。また、カナダの木は日本の木と比べものにならないくらい大きかったです。ガイドさんの説明によると、カナダの人は自然を大切にすぎで、木を切らないそうです。そのため、どんどん木が成長して、まわりの景色が見えづらくなってきていると言っていました。

また、カナダの公園にも行きました。野生の小動物がたくさんいて、すごいなと思いました。他にも、スタンレイパークという公園には、 टीमボールがたくさんありました。 टीमボールには、その一つ一つにストーリーがあるということを知りました。

二日目の朝は、ホテルの四十二階にあるレストランで朝食を食べ、 チェックアウトをしてホテルを出ました。そしてジャパンタウンやチャイナタウンをバスで観光し、 レストランで昼食を食べ、買い物をしてメイトプリッジに行きました。着いたころには夕方になっていました。そして研修先の学校でホストファミリーと対面し、そのままホストファミリーの車でホームステイをする家

に向かいました。家に着くと部屋の案内などをしてくれ、その後一緒に夕食を食べました。ホームステイ初日は、緊張して思うように話すことができませんでした。

三日目は、朝七時半に起きて朝食を食べ、車で学校に行きました。学校に着くと、研修生十九人を二つのクラスに分けて授業がありました。先生はもちろん英語で話すので、初めはなかなか聞き取ることができず、苦労しました。そして、三時間授業を受けた後は、ホストマザーが作ってくれた昼食を食べ、午後からはバスに乗って、スーパーマーケットなどに行きました。実際にカナダのお店を見て回るのは、日本との違いを知る良い機会となりました。

四日目、五日目は休日です。ホストファミリーが、フェスティバルや買い物に連れていってくれました。その時にホストマザーが水着を買ってくれ、その水着を着て家にあるプールで泳ぎました。ホストファミリーと過ごす二日間はとても楽しい休日でした。

六日目からの三日間は、午前中に授業を受け、午後からは様々な体験をしました。六日目はジムに行き、バスケットボールやバドミントンをして遊びました。七日目は、 टीमボールを一人一個ずつ作りました。難しかったですが、楽しく作ることがで

きました。他にもフェアウェルパーティーで歌う、カナダの国家と『上を向いて歩こう』の練習をしました。フェアウェルパーティーとは日本という送別会のようなものです。

八日目は、フェアウェルパーティーの準備をしてから、一度家に帰り夕食を食べました。その後、学校に集まりフェアウェルパーティーを行いました。ホストファミリーと過ごす最後の日に良い思い出ができて良かったです。

九日目は、朝八時に学校に集まりホストファミリーに最後のあいさつをしてお別れをしました。そして、空港に向かい飛行機に乗り、日付変更線を越えて日本に帰ってきました。

今回の語学研修では、日本には絶対には学べないようなことを、たくさん学び、そして経験することができました。ホストファミリーとの会話では、知っている単語をつなげ、文章の意味を考える力をつけることができました。また、ホストファミリーは、私が伝えようとすることを、耳を傾けしっかりと聞いてくれました。そのおかげで英語を前よりも自信を持って話せるようになりました。

私のホームステイは、生の英語に触れ、たくさん自分の目で見て、異文化を肌で感じる事ができた貴重な十日間でした。